

▼榎の実学習会 開講式

5月15日、下榎集会所で小学校・中学校合同の「榎の実学習会」開講式が行われました。

開講式には、小学生13人、中学生10人のほか、小中学校の先生、下榎支部長、教育委員会と隣保館職員が出席し、児童生徒へ「本気で語りあえる学習会」「継続は力なり」「友達を大事にし、友達からも大事にしてもらう（相手を認める）」「あいさつのできる生活（規則正しい生活）を送る」など激励の言葉を贈りました。
児童生徒の代表が、休まずに学習会に参加することなど1年間の目標を発表しました。

▼交通安全教室



正しい乗り方をしているか体験する

5月22日、黒坂警察署交通課主任の宍戸さんの指導により、交通安全教室を開きました。

今回は、『自転車運転シミュレーター』という機材を使い、発進するときの安全確認、ブレーキのかけ方など交通ルールも交え、正しい自転車の乗り方を体験しました。

参加した子どもたちは緊張しながら、真剣に取り組みました。



クレイフラワー教室

《7月の行事予定》

- クレイフラワー教室（下榎集会所）
3回シリーズ3回目（仕上げ）
- セラバンド体操（老人憩の家）
講師：高橋伸也さん
- 生け花【草月流】（下榎集会所）
講師：生田清子さん
- 陶芸教室（下榎集会所）
講師：塚本正夫さん
- 参加申し込みなど詳しくは、
下榎集会所（電話72-1191）まで
お電話ください。

集会参加報告

『部落解放第57回全国女性集会』に参加して 西村千秋

5月19日、「全国水平社創立90年の戦いの歴史を受け継ぎ、人権・平和・環境と社会連帯の実現を基軸にした部落解放運動を大きく前進させ、男女平等社会の実現にむけて、すべての女性と連帯・協働の取り組みをすすめよう！」を集会スローガンに全体集会所が開会した。

開会後は「女性の人権を考える～女性に対する暴力について」と題し、久留米市の石本宗子さんによる記念講演が行われた。

講演では、今なお女性に対する「女のくせに」「女だから」「女は」「女にしては」等、固定的な役割意識や差別表現があり、男性が女性を支配する関係（DV、セクシュアルハラスメント等）は根強く残っていることを話された。女性・男性を問わず誰もが尊重され、安心して生きられる社会であることを望みます。

2日目の分科会では、「自分の生き立ち」「部落問題との出会い」「差別体験」について3本の報告があった。その中で、自分が被差別部落の出身だと知らずに結婚をし、夫から生まれたところも、現在暮らしている場所も被差別部落だと知らされた。

高校の授業で“日本にはその地域に生まれた、その地域に住んでいるというだけで、先祖代々不条理な差別を受けている人達がいる”と聞いても、そんな事があるんだなと聞き流していた。現在、地域の人たちと解放運動を行い、同和問題を学習することにより、部落差別の不条理に気づき、それを正しく広め、推進できるようになったと報告された。

《感想》

今なお、各地域で部落差別が存在する世の中です。しかし、「寝た子を起こすな」「差別はこのままそっとしておけばなくなる」と言われています。全国水平社宣言がなされ90年経った今でも、差別の根源は断ち切れません。

今回、全国女性集会において、人権（同和）問題を改めて考え、学習する機会を頂き人権問題は繰り返し学習することにより人権意識が高まると痛感しました。

《平成24年5月19日／20日於：佐賀県佐賀市文化会館ほか》

第2回町民人権講座へお越してください

本年度、第2回目の町民人権講座（講演会）を開きます。
ぜひ、お越してください。

日時＝7月6日（金）18：00～19：10

会場＝山村開発センター 大会議室

演題＝『人権』で何だろう？～身近なところから視野を広げていきましょう～
「鳥取県人権教育基本方針第1次改訂を踏まえて」

講師＝牧田礼次郎さん（鳥取県教育委員会人権教育係長）

参加料＝無料

【申込みおよび問合せ】

7月2日（月）までに、町教育委員会（電話72-2107）に申し込んでください。

【講演の内容】

鳥取県では、鳥取県人権教育基本方針（平成16年11月鳥取県教育委員会策定）によって、これまで

- ①同和教育
- ②女性の人権に関する教育
- ③障がい者の人権に関する教育
- ④子どもの人権に関する教育
- ⑤高齢者の人権に関する教育
- ⑥外国人の人権に関する教育
- ⑦病気にかかわる人の人権に関する教育
- ⑧個人のプライバシーの保護に関する教育

の8つの人権教育を推進目標として進められてきましたが、昨年度はこの方針の1次改訂が行われました。

それによれば、新たに

- 「刑を終えて出所した人」
- 「犯罪被害者等」
- 「性的マイノリティ」
- 「非正規雇用等による生活困窮者」
- 「インターネット被害」

の5つの課題が加えられ、合わせて13項目が人権教育・啓発の中心課題として推進されることとなりました。

また、教育・啓発の目標では、すべての人が人権の主体者であることの認識をより高めようと、自己の権利意識を深めることと併せて、他者の人権は擁護し決して侵さないなど、誰もが人権の行使者であることの知識や態度を培う教育、啓発活動を推進することとされています。

このため、すべての人への人権学習の機会の提供として人権教育・啓発活動を推進することや、また人権教育の推進的立場の人の研修・養成などが推進目標とされ、人権教育が地域社会の暮らし方や、社会の仕組みやありようを変えていく、そのような人権文化社会の実現を目指すことなどとされています。

今回の講座では、1次改訂された鳥取県人権教育基本方針をもとに、自分の権利としての人権教育をどう学び、人生や暮らし、また社会の中にどう活かすのかなどについて学びます。どうぞお誘いあわせてお出かけください。

